

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第3回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (走谷保育所)
開催日時	平成29年11月29日(水) 19時00分から22時00分まで
開催場所	枚方市役所別館4階 特別会議室
出席者	富岡委員・石田委員・高橋委員・今村委員・滝本委員・浅野委員・谷委員
欠席者	なし
案件名	① 運営法人の選考方法について ② 運営法人選考審査
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立走谷保育所民営化に係る運営法人応募状況について 資料2 選考審査の手順について 資料3 今後の予定について(案) 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考審査表<仮審査表>
決定事項	・運営法人の選考方法について確認した。 ・運営法人選定審査を行った。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課

審 議 内 容

【会長】

定刻となりましたので、第3回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の会議について説明をお願いいたします。

【事務局】

初めに、本会議の委員の出席状況でございますが、本会議は委員7人で構成され、本日は委員の皆さん、全員ご出席されておられますので、本会議が成立をしていることをご報告いたします。

続きまして、本日の配布資料についてご説明いたします。

まず、次第でございます。

次に、資料1といたしまして、枚方市立走谷保育所民営化に係る運営法人応募状況について。次に、資料2といたしまして、選考審査の手順について。資料3といたしまして、今後の予定について(案)。資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考審査表<仮審査表>でございます。次に、A3判の仮審査表、こちらの折ってない分を、本日、審査のほうでご使用いただきます。最後に、ファイルにとじられた申請書類の「枚方市立保育所移管に係る提出書類」2法人分を配付いたしております。

なお、本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれており、会議終了後、事務局でそれぞれの委員用のフラットファイルにとじて保管させていただきますので、会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままでお願いいたします。

続いて、本日の案件につきまして、次第に従いご説明させていただきます。

まず、報告(1)といたしまして、運営法人の応募状況について。

次に、案件(1)といたしまして、運営法人の選考方法について。

案件(2)といたしまして、運営法人選考審査について、以上でございます。

【事務局】

会議に先立ちまして、1点ご報告をさせていただきたいと思います。

案件の審査に入ってください前ではございますが、9月29日に開催されました第1回選定審査会におきまして、委員から宗教行事や宗教にかかわる行為は行わないことを追加してほしいというご意見に対しまして、市の見解として、募集要項の中で、今の公立保育所、走谷保育所の保育を引き継ぐこととしておりますので、その中には宗教的なものは入っていません。今までに受けられた法人は、いずれも保育の引き継ぎを受けて、一定のところまでは宗教的なことはされていないので、あえて、こういったものを入れていませんと答弁をいたしましたけれども、この点につきまして、1回目の会議録の内容を確認した上で、過去の記録等を確認したところ、元宇山保育所におきまして、平成20年度に園長が交代となりまして、新園長が食事の際に、お祈りと賛美歌を歌うことを園だよりで保護者に伝えたという事実がございました。そのため、事実確認後、市が介入し、お祈りと賛美歌を歌うことをやめさせたという経過がございました。第1回の審査会の答弁におきまして、正確さを欠いた答弁となってしまった

ことを訂正させていただくとともに、お詫びをさせていただきます。

また、本来であれば、第2回の審査会の際に報告をさせていただくべきではございましたが、会議録のテープ起こし、あるいは事実関係の確認に手間取ってしまいましたので今回となったことについても、あわせてお詫びをさせていただきます。

なお、今回、応募のありました2法人につきましては、いずれも宗教を背景とした法人ではないことをあわせて報告させていただきます。以上でございます。

【委員】

ちょっと確認ですが、要するに宇山も、宇山保育所を引き継ぐという形が途中であれどできなかったの、それを市から指導したという形なんですよ。

【事務局】

そうですね。実は、園長が交代されたということがありまして、前園長と新しい園長の間でも、そのところがうまくいってなかったということがあったのかというふうに思います。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

ありがとうございました。それでは会議を進めてまいります。

報告（1）の運営法人の応募状況について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、報告（1）運営法人の応募状況についてご報告させていただきます。

応募結果につきましては、既に郵送等でもお知らせさせていただいている部分もありますので、説明は簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、応募受付期間及び周知方法につきましては、こちらの資料1の1から3に記載のとおりでございます。

また、募集にあたりまして、10月15日の日曜日に走谷保育所におきまして、法人への説明会及び現地見学会を開催いたしました。説明会へは4法人の参加があり、募集要項の内容などについて説明を行い、質疑応答の後、現走谷保育所の施設見学や、移管後の施設整備に関しまして仮設園舎用地の見学などを行っていただき、応募の参考としていただきました。

その結果、応募のありましたのが2法人であり、法人の名称及び運営施設につきましては6番に記載のとおりでございます。

以上、大変、簡単ですけれども、資料1の説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、何かご質問はありませんでしょうか。

【委員】

この件じゃないんですけど、ちょっと教えてほしいんですけど、走谷保育所を見学された法人が確か4法人とおっしゃったと思うんですね。

【事務局】

はい。

【委員】

その4法人が何なのかとかという情報というのは、言えるのでしたっけ、言えないのでしたっけ。

【事務局】

応募しなかった法人ということですか。

【委員】

はい。かつ、それらが何で応募しなかったのかという理由とかって聞けてたりして、かつ私たちに言えるのか。私たちというか、保育所の保護者として聞きたいだけですけどね。

【事務局】

応募がなかった法人につきましては、今回については、直接、どうして応募しなかったのかということの確認はできてないんですが、過去の民営化におきましては、実際に、そういった応募がなかった法人について聞き取りなどをしたこともありまして、そのときの理由としましては、各法人での保育士の確保ですとか、そういったことの理由が大きくて、また、それに伴う引き継ぎですとか、他の市で民営化を実際にされているところがありまして、そういった取り組みへの対応もあって応募を見送られたという法人がございました。

また、今回、民営化後も走谷保育所につきましては、認定こども園という形ではなくて、保育所としての運営ということを求めておりますが、説明会に来られた法人からは、民営化後に認定こども園として運営できないのかといった質問もありまして、それに対しては、できませんという回答をしていますが、もしかしたらそういったことが一つの原因になったのではないかなということは推測されます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

他には、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件（1）運営法人の選考方法について、事務局の説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、資料2をごらんください。

実際の選考審査の流れにつきましては、前回、10月26日の会議でも一度ご確認をいただいているんですけども、約1か月ほど経っておりますので、今日、これから書類審査を行うにあたりまして、再度ご確認という意味で大まかにですけどもご説明させていただきます。

まず、資料2の大きな四角囲みの1番ですけども、「書類審査」でございます。これは、本日、この後、行っていく手順になっておりまして、まず、事務局から、提出書類の最初の部分だけにはなりますけども、簡単に説明をさせていただきます。選考審査表に各委員の皆様で採点をしていただきます。不明な点などがございましたら適宜、その都度ご質問をいただきまして、事務局から、または専門分野の委員の皆様などからもご意見をいただければと思っております。

その後、選考審査集計表（仮集計）という段階になります。皆様で採点いただきました選考審査表（仮審査用）を事務局で仮集計をさせていただきます。仮集計表を委員の皆様へ配付をさせていただきます。それに基づき、ご不明な項目や基準点を満たしていない項目等について、意見交換をしていただければと考えております。また、ご不明な点等につきましては、次回、12月23日に予定しておりますけどもプレゼンテーションの際に、直接、法人に聞いていただくことも可能となっております。

なお、事前に質問をしたい内容等がわかっている場合には、事務局からプレゼンテーションの前に、法人に一括して質問をお伝えさせていただくということもできますので、本日、書類審査の中で何かお気づきの点等ございましたら事務局へおっしゃっていただければと思っております。

また、後日気になることなどが出てきましたら、随時、事務局へご連絡いただけたら法人へ質問をさせていただきます。また、当日、委員の皆様から、直接、ご質問いただくということも、もちろん可能ですのでよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな四角囲みの2番になります。「プレゼンテーション」ということですが、これにつきましては、改めて資料3の方で、また簡単に説明させていただきますので、ちょっと飛ばさせていただきます。3の「運営法人の選考」になります。これは実際に運営法人を決定する最終段階になりまして、①、②、③と右側の中ほどに書いておりますけども、合計点が315点以上となり、基準点合計を満たしていること。②番として、各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人であること。③としまして、委員ごとの総合計を比較して、最も多くの委員が高い点をつけている法人であるという条件を満たしている法人に決定することとなります。

選考が終わりましたら、最後の4番、「報告書」のところになりますが、この選定審査会で報告書という形でまとめていくこととなります。

簡単ですが、資料2のご説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、選考審査の手順については、前回、ご確認いただいたとおりかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは次に、資料3の今後の予定について(案)の説明を事務局からお願いをいたします。

【事務局】

では、資料3の今後の予定について(案)をご覧ください。

この後、19時20分としておりますが、ご説明の準備ができましたら、法人1から審査を行っていただきます。

最初のところは、No.1の項目について、まず、事務局が説明させていただきまして、No.3、4を、高橋委員が会計関係の書類についてご確認をいただいておりますので、高橋委員の方からご説明をいただくこととなります。その際、法人2もあわせて会計関係の部分につきましては、ご説明を一括でさせていただきます。

それが終わりましたら、それぞれ各委員の皆様で採点を行っていただきまして、1法人の採点にはおおよそ1時間程度を見ております。残り10分になりましたところで事務局からお声をかけさせていただきまして、その際に、もし疑問点等ありましたら、あわせて確認をさせていただきますが、採点の途中で疑問点などがございましたら、随時、事務局へお声かけいただけたらと思えます。

また、1時間が経った時点で、皆さんの進行状況については確認をさせていただきますけども、その時点で、一旦、法人2の審査へ移っていきたくと思っております。

こちら残り10分のところで、お声をかけさせていただきます。

2法人の審査を大体21時20分ごろまでに終わっていきたくと考えておりますので、できましたら、ここまでに2法人の採点が終了するようにご協力をお願いできればと思えます。ただし、慣れない作業かと思えますので、どうしても委員ごとに進行の差も出てきてしまうこともあるかと思えます。ですので、その時点で、どうしても終われないという場合につきましては、場合によりましては、一旦、本日の会議は、そこで終了させていただきまして、お時間が許す場合には、本日、引き続き採点を行っていただくか、日を改めまして、まだ終わっていない委員につきましては、プレゼンテーションまでの間で市役所にお越しただいて、採点を行っていただくようお願いしたいと思います。

21時20分の段階で、全員の採点が終了している場合には、一旦、休憩をとっていただきまして、この間に事務局で仮集計表の作成を行います。21時35分ごろに仮集計表をもとに意見交換を行っていただき、22時ごろに終了ができればと考えております。

資料3の説明につきましては、一旦、ここまでとさせていただきます。その後の第4回の進行等につきましては、後ほど休憩等をとっていただく際に、ご説明をさせていただければと思えます。

【会長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、今後の予定については、このような方法でよろしいでしょうか。

【委員一同】

はい。

【会長】

それでは、選考方法、今後の予定とあわせて、確認することができました。

次に、案件2の運営法人選考審査に入っていきますが、その前に、前回の審査会でご確認しました応募法人に関係がある委員の有無について確認したいと思います。

各委員の中で、今回応募いただいた2法人、寝屋川聖和福祉会と晋栄福祉会について、ご自身が理事などの役員についておられる、もしくは代表者、理事の血縁にあたる方など、もしいらっしゃいましたら、ここで名乗り出てくださいたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にいらっしゃらないということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

該当者がいないようですので、審査に入っていきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、運営法人の選考審査についてご説明させていただきます。本日は、応募がありました法人の書類審査を行っていただきます。

法人から提出のありましたお手元のファイルに綴られている書類内容を審査して、お手元のA3版の仮審査表の選考審査表に採点をしていただきます。

採点前に、必ずA3版の仮審査表にお名前をご記入くださいたいと思います。裏面の一番下に、お名前を書いていただく欄がありますので、最初にお名前を記入していただければと思います。

さて、書類審査につきましては、仮審査表に基づき上から、番号の1番から順に確認事項や提案事項について、提出のありましたファイルの記載内容を確認して採点を行っていただきます。

確認書類等の欄にプレゼンテーションと書かれている項目が、27番、28番、39番の3つございますけども、この3項目は除いていただき、残りの項目を本日採点していただきます。

基本的には、この仮審査表の各項目のところに、確認書類等という項目がありますが、例えば、1番でしたら、確認書類、「様式1、3」とありますが、ここの確認書類につきましては、このファイルの青いインデックスで様式番号がついております。ですから、例えば1番でしたら、様式1、3という青いインデックスをまず頼りに書類をめくっていただき、番号1番、2番、3番とありますが、一番左の列の番号というのが赤いインデックスをつけております。ですから、まず、青いインデックスを頼りに書類をめくっていただき、赤いインデックスで番号を見ていただくというような流れで該当する書類を見ていただきながら、採点いただくという形になってまいります。

最初は、なかなか慣れないかもしれませんが、よろしくお願いします。もし、何かわかりにくいことがあれば、事務局におっしゃっていただいたら、席まで伺ってご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、さらに直接、採点をしていただいて、文面だけでは判断がしづらいということもあるかと思います。そういう場合には、プレゼンテーションの際に、また法人に説明をいただくこともできますので、本日は書類で確認できる範囲で採点をしていただいて、疑問点につきましては、プレゼンテーションで確認をして、必要があれば修正をしていただくというような形になってまいります。

以上で、大変簡単ですが、採点についてのご説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から書類審査の採点についての説明がありましたが、皆さん、何かご質問等がありますでしょうか。

【副会長】

1点。今日、この仮審査表につけていく際に、ここにメモをとることは可能ですか。

【事務局】

また、本審査の際も、審査表お渡しさせていただきますので、適宜、メモ等はしていただいて結構です。

【副会長】

ここにメモをとった内容は、プレゼンテーションのときに、これを見ながら。

【事務局】

採点することは可能です。

【副会長】

可能ですか。はい、わかりました。

【会長】

他いかがでしょうか。

【委員】

これ、選考基準案という資料9で、要するに平均的な場合は何をつけて、だめな場合は何って、ちょっと最低、この目安というのを、もう一回教えてもらえませんか。確認事項を満たしている場合は1とする、そういうことですか。ここのところですが。

【事務局】

確認事項につきましては、法人からの提案内容、書類を見ていただいて。

【委員】

2、1、0ってなっていたら、満たしていたら1で、上回っていたら2で。

【事務局】

そうですね。それを上回っていれば。

【委員】

だめだったら0という形。

【事務局】

満たしていないと判断される場合は。

【委員】

1だけの項目やったら、満たしているか、満たしていないか。そういう基準ですかね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

1だけやったら、必須事項。
大体、目安、ちょっと多分、整理できました。

【委員】

満たしていたら1ですね。

【事務局】

そうです、はい。満たしていれば1。

【委員】

すごく満たしていたら2。

【事務局】

それを上回っていれば。

【委員】

上回っていたら2。

【事務局】

はい。

【委員】

満たしていたら1。

【委員】

1か、ハイフンかのやつが、前回、いろんな話をしたと思うのですが、結局、何でしたっけ。

【事務局】

必須項目といいますか、満たしているか、満たしていないかという判断になる部分につきましては、満たしていればもう1点の採点だけということに。

【委員】

満たしてなかったら、チェックをすると。

【副会長】

満たしてなかったら、つけずにプレゼンテーションで確認。

【委員】

そうでしたね。

【事務局】

応募の条件として、この条件は必ず満たしてくださいよというのが、ハイフン、1、ハイフンとなっている。

【委員】

なるほど。

【副会長】

プレゼンテーションでも確認できなかったら、もうそれは、その時点でアウトということになるということですね。

【事務局】

そうですね、はい。

【会長】

なかなか最初は、書けないかなとは思いますが、やりながらというところもあると思いま

す。いかがですか。やりながら、またご質問等があれば、適宜、お答えいただけるかなと思います。それでは、進めていってもよろしいですか。

何かありますか、今、確認しておいた方がいいこと。

【委員】

いや。これ、こんな資料があるとは思わなくて、これ 50 分でできるのかなって思うんですよ。今までは、されてきたのですよね。これぐらいの資料を、50 分で。

【事務局】

ただ、大部分は会計関係の添付書類ですとかが多くなってきますので、基本的には前のほうの様式 1 から 9 のところを見て採点していただければ。

【委員】

限られているということですかね、やっぱり。

【事務局】

やりながら何かご不明な点があれば、お問い合わせいただければ添付書類等にかかれている内容とかについて、把握できる範囲で事務局の方で。

【会長】

それでは、これより採点を始めてまいりたいと思います。初めは採点に慣れるという意味で、事務局の方から進めていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】

それでは、法人 1 の社会福祉法人寝屋川聖和福社会の採点からお願いしたいと思います。

法人ごとに行ってまいりますが、ただいま時間が 19 時 23 分となっておりますので、終了は 1 時間後の 20 時 23 分ごろを目処にお願いしたいと思います。また、途中でトイレ休憩等ございましたら、適宜、退席していただいて結構ですのでよろしくお願いします。

初めに、事務局で事前に提出書類について確認し、法人に一括してご質問させていただこうと思っている内容についてご説明いたします。

まず、様式 4 番の 2 (6)「民営化後の第三者評価について」というところで、「民営化後 1 年以内、第三者評価を受診します。」ということを書類には書かれていますが、募集要項に書いているのは、実際には、新園舎の完成後 1 年以内ではないかということを確認しようと思っております。

また、様式 4 の 2 (8)、「その他提案事項」、項目 24 番ですけども、施設を整備するにあたりまして、外部専門分野のプロフェッショナルのアドバイスを受けながら検討するといった内容が書かれていますが、その具体的な内容について、事務局から質問をする予定にしております。

様式 4 の 3 (2)、「保育士の採用及び構成」のところですけども、「定員 120 人の運営とな

った場合」という書き方に提出書類ではなっていて、そこにつきましては、移管当初の90人定員の場合での運営の考え方について、事務局で確認をさせていただき予定にしております。

また、法人内での異動ということも書かれており、記載の中に、「現在運営の4施設に影響しない中で」といった記載もありますが、他の施設の状況によって、例えば十分に人員を割けない場合もあるのか、走谷保育所の運営体制の確保という視点から、どう考えているのかということ、事務局から確認させていただきます。

続きまして、様式4の4(2)、「三者懇談会について」ですけれども、移管前、移管後の各1年間、懇談を行うということは書いていますが、募集要項では、期間終了後も市の求めに応じて、そういった対応をしていただくということが書いていますので、その辺りについて、事務局から確認をさせていただきます。

また、様式4の4(5)、「苦情対応について」という項目ですが、その中に、「走谷保育所利用者、他の意見、要望等の相談解決実施要領」というものに基づき、苦情対応をしていくと書かれていますが、その内容はどのようなものなのかということ、事務局から確認させていただきます。

また、様式5の1番ですけれども、施設整備についての帳票になりますけれども、「一時預かり室、地域子育て支援室を設けます。」という計画が書かれていますが、その活用内容について記載がありませんので、この内容については、事務局のほうから確認いたします。

また、様式6の資金計画の分になりますけれども、建物の整備費用の総額3億9,000万円、ということが書かれていますが、その中には、仮設園舎用地の借地あるいはビニールハウスの移設の費用というのがかかってきますので、そういったものも考慮されているのかという点について、以上の点については、事務局から一括して質問をさせていただき予定にしております。

それでは、仮審査表、A3版の方へ戻っていただいでよろしいでしょうか。

では、順番に採点をしていただくとありますが、まず、左端の番号1の確認する内容の2つ目に書かれている「申請時において、保育所の運営実績が10年以上あるか」という項目につきましては、事務局で書類を確認させていただきましたところ、昭和54年に、ゆりかご保育園が開設されておりますので、現在で38年となることから、10年以上の実績があるということは確認させていただいております。

続きまして仮審査表の8番なんですけど、0歳、1歳、2歳で定員の4割を超えているかという確認内容になっております。この点につきましても、様式4の記載を確認しております、4割になっているということを確認しておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、番号3、4につきましては、会計関係の確認になりますが、この分につきましては事前に高橋委員に書類の確認をいただいておりますので、高橋委員のほうから法人1、2あわせて、番号3、4のところについてご説明をいただきたいと思いますので、高橋委員よろしくお願いたします。

【委員】

はい、わかりました。一応、先日、1日見させてもらいました。

【委員一同】

ありがとうございました。

【委員】

それで、法人1の方は、様式1で見ていただいたらわかりますように、保育園が2、デイサービスセンターが1、グループホームが1という、こういう運営施設でやっておられまして、反対に法人2の方は、様式1を見ていただいたら一番わかるんですけども、運営施設として、非常にたくさんの施設を運営されていると。保育所だけじゃなくて、後でまた説明しますが、特別養護老人ホームとか、そういうものもかなりたくさんこの法人の下で運営されているので、そういう意味では、大分、規模が違う、全体の規模は違うということです。今日、確認するのは、最終的には、今回、保育所をやるについて、どうなんかという部分なんですけど、会計的に言うと、一応、その法人が全体として経営状況がどうかということ、全体がどうかというところを重点に見ました。

それで、まず、会計の方では、様式8財産目録、それから10、11貸借対照表、12、13決算書、14、15予算書というような、そういう部分を見させてもらうんですけど、法人1で、まず様式8というところに財産目録とあります。これは、資産がどれだけあって、負債がどれだけあって、差引、正味財産がどれだけあるかという、それを一覧にしたものなんですけど、会計的にいいますと、法人1の添付10という青い太字を見てもらったらわかるんですけど、貸借対照表というものが、まず財産の状況を見る表になります。この貸借対照表というのは、各法人にどれだけプラスの財産があるのか、マイナスの借金があるのか、差し引きしてどれだけ金額というんですか、資産、プラスの財産が残るのかという、資産、負債、資本という、そういう形で見える表になっております。

これ、貸借対照表というのは財産のプラス・マイナスを見る表。

次に添付12、決算報告書というのがありますけど、ここに添付12をめぐっていただいたら、法人1の場合、法人本部資金収支計算書というのがあります。これは、要は、お金のキャッシュですね。お金のプラス・マイナスというものを事業活動によるプラス・マイナス、施設設備等によるプラス・マイナス、その他の活動によるプラス・マイナスという、要するに資金繰りを見る表となっております、資金収支計算書です。

それから次に、事業活動計算書というのは、世間でいう会社でいったら損益計算書というもので、社会福祉法人ですから、もうかっているか、もうかってないかという、そういう言い方は余り合わないですけど、一応、サービス活動で、プラス・マイナスがどうなのか。サービス活動外でプラス・マイナスがどうなのか。その他の項目でプラス・マイナスがどうなのかという、そういううまく回っているかどうかというのを見る表となっております。

それぞれ本部という、全体でどうだということ、各保育所がどうだということ、個別のものがどうだということ、2つの種類のものでとじ込んでありました。

まず、法人1について見てみますと、貸借対照表も財産目録も一緒なんですけど、添付10というところで、要は、大ざっぱに言いまして、本部全体で、資産が、ちょっと待ってくださいよ。様式8のほうで見ていただけますか。

資産が9億5,400万、この9億5,400万の内訳が、ここには出てきませんが流動性が2億

5,900万、固定が6億9,400万という形になります。それから、負債が合計で9,748万になっていますけど、この中の1年以内に返すべきものが3,418万9,000円、それから固定が6,328万2,000円ということで、そういう形で資産の内容を分けて見ます。

分析結果を見ますと、まず当面、短期の資金繰りというのは、いわゆる流動資産と流動負債がどんな割合なのかということで、流動資産が2億5,900万、流動負債が3,418万9,000円。結局、流動資産が2億5,900万あって、1年以内に返さないといけない流動負債が3,418万9,000円ということで、流動資産の方が、流動負債の7倍以上あるということで、非常に資金繰り的には余裕のある運営をされております。

それから純資産といいまして、自己資金です。自分の、基金とか、そういうもので返さなくていいものが、法人1の場合は8億5,600万ありまして、全体の9億5,400万の総資産のうちの89%が、自己資金で賄われているということで、非常に余裕のある、反対にいいまして、負債、自己資金じゃないものが大半だと非常に資金繰りが大変という形なんですけど、こちらは89.7%ということで非常に余裕のある状態です。

それと、あと、固定資産適合率というのがありまして、各表で見るのもあれなんですけども、要するに、この法人が持っている固定資産は6億9,400万あるんですけど、自己資金と長期の借入金で9億2,000万ほどで、要は自己資金と返済を急がない長期借入金で固定資産が十分賄われていると。その70%ぐらいで運営されているということは、ここも非常に資金繰りがゆったりしていると。財務状況からいうと、そういう形になります。

法人2の方は、同じ見方をしますと、様式8を見ていただきたいんですけど、これが初めに財産目録がここにずらっと出ているんですけど、ここにどういう施設を運営されているかというのが、全部出てきます。デイサービスとか、それから特別養護老人ホームとか、そういうものもやっておられるということです。まず、先ほどと同じ見方をしましたら、添付13というところを見ていただきたいんですけど、添付13の3枚めくったところに、法人単位の貸借対照表という、わかりますかね。右のページになるんですけど、法人単位貸借対照表というのが出ています。これが財産の状況を表すわけですけど、先ほどと同じ言い方でいいまして、総資産が142億5,482万6,214円、142億余りの総資産が。この中で流動資産というものが、一番上の段になるんですけど、18億5,504万2,113円、一番上の行です、流動資産。固定資産が123億9,978万4,101円。流動、固定がこういう形で出て、反対に負債のほうが総額で、これが75億3,801万ということで、負債合計が75億3,801万。それで流動負債が19億4,859万6,000円ということです。

まず、先ほどのいわゆる流動資産と流動負債、1年以内に返さないといけないものと、1年以内に自由に使える資産というものの比較をしましたら、ここはですね、流動資産が流動負債とほぼ同じぐらい。先ほど、法人1の分は7倍ぐらい流動資産が余裕があったんですけど、ここはほぼとんとんという、流動資産と流動負債であると、法人全体として。

そういう意味で、内容をよく見ないとわからないですけど、先ほどの法人よりは窮屈な形になっているのかなという見方ができます。

それから資産ですね。固定資産が、先ほどの123億9,978万、固定資産がそれだけの金額があるんですけど、この自己資金、純資産が、これでいくと純資産と長期負債合わせた金額が123億622万ということで、単純にいいましたら純資産、自分の自己資金と長期借入金を足し

たものと固定資産の額が、固定資産のほうがちょっと多いという。これは何をあらわすかといったら、非常に設備の投資が先行した状態で今を迎えているという、そういう見方ができます。

それから、全体の総資産に対して、自己資本がどれだけあるかというたら、47.1%ということで、自己資産が50%を割っているんで、ちょっと窮屈な、現在がですよ。数字的に見たらちょっと窮屈な状態という、そういう見方ができるという。

以上が、非常に大ざっぱなんですけど。ただ、法人1、それから法人2、それぞれ、今、どういうところで、どういう方向で、事業を運営していつているという、どの途中の状態なのかというのは、それぞれ別々、どういう流れの中で今を迎えているかというのは、一概に言えないんで、その辺はプレゼンテーションなり何なりで、いわゆる先行して設備を拡大して、今、どういう状態だというようなことが法人2の方で説明があれば、それはそれで事業を進めてはるんだなという見方もできると思いますけど。以上が経営分析というか、数字的なものです。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

ちょっと質問よろしいですか。

【委員】

はい。

【委員】

業界によっても多分、数字と違って変わってくると思うんですね。これが、法人2のほうが自己資本が47%とか、流動資産との割合が悪いのか、普通なのか、逆にこっちが良過ぎるのかという観点ではどっちなんですか。

【委員】

それは、いわゆる社会福祉法人や保育所の一般的なケースを見たら、流動比率というんですが、先ほど言った150%ぐらいというのが平均的に出ているので、要するに負債が100あったら、流動資産が150ぐらいあったら回しがいいという、大体150ぐらいが平均的に安定した運営をしている状態ですねという見方ができるんですけど、そういう見方からしたら、とんとんで回しているということは、ちょっと窮屈なのかなという。断定したら、非常に危険なんですけど、割合で言ったら、法人2のほうが資産より負債のほうがちょっと、現時点ですよ。単純に、この法人全体の数字を分析したら流動資産よりも流動負債のほうがちょっと多い状態になっています。

【委員】

一般的には、150%でありますと。その上で100%というのは悪いのですか。それとも状況

によっては、ああ、あり得るよねという。例えば、ここって、結構、民営化する保育所に結構名乗り上げて、ここ数年、10年で、いろんなところを民営化されているんですね。そういう条件があれば、その100%というのは納得なのか、その上でもやっぱり100というのはなかなか低いものですかという観点では。

【委員】

全体としては、100というのはちょっときついのかなという感じですね。ただ、例えば、ここでしたら特別養護老人ホーム、それから保育所って、20も30もあるのを、それぞれにプラス・マイナス、プラス・マイナスという含めるものを全部、一括で数字を組んだものについて、私は今説明していますから、内容はもうちょっと見てみないと、これ以上のコメントはできないですけど。こういう風景ですぐらいで参考にしてもらえたらいいと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

それで、経営状態は安定してるって言えるんですか。ここの質問ですけど。とんとんやけど経営状態は安定している。

【委員】

要は、こちらは、いわゆる借入れをして、いろんな設備をどんどん施設をつくってということで、今の時点では借入れのほうがちょっと先行して、設備のほうが先行して、これからもう運営のほうに余裕が出てくるのか、今の状態がかなり無理している状態なのかという判断は、今は、要するに設備投資先行で来ていると、今の時期を迎えてるということだけは言えます。

【委員】

安定している、わからない。

【委員】

もう一回教えてほしいんですけど、これ、保育所と老人ホーム、デイサービスというのが全て入っているのですか。

【委員】

そうです。

【委員】

多分、保育所の場合って収入、社会福祉法人の収入というのは、大体、見えているんですね。

【委員】

ですから、そういう意味でいったら、保育所というのは基本的に助成金とか、いろいろの形で回してますから、その単独の収支、事業収支だけ組んだら、基本的にちょっとプラスになるみたいなのが平均的な運営の流れなんですけど、私は、全部のものについてコメントするつもりはなかったんで、この法人全体としては、そういう資産、負債、資金繰りの状況ですというところで許していただきたい。

【委員】

もし御存じならば、言えるならですけど、保育所は決められた人数によって補助金とかで入ってくるので、リスクって、ある程度見えたリスクになってるんだと思うんですね。それを、老人ホームだとか、デイとかって、それに当てはめることができるのか、それともやっぱりこの収支のバランスって幅がすごく大きい業界なのか、こっちだと大体一定、収支って大体、一定っておっしゃられたことなんですね。同じように老人ホーム、デイサービスって一定なのか、それとも幅がすごくあるのか。

【委員】

それは千差万別だと思いますね。

【委員】

千差万別ということは。

【委員】

結構、高齢者福祉施設はこうですね。そのところによって。

【委員】

この場合も、そういう特養とかを非常に大規模にやってはるという部分も見えるし、でも赤字の施設もあるしということで、全体でどうかという。財産状態は、そういう状態ですという、そこぐらいははっきり言えて、そこから以降というのは、一つ間違ったら違う判断を引っ張るようなコメントになるんで、もうここで止めさせてほしいんですけど。

【委員】

過去3年間は設備投資してきたから、過去3年間の経営状態は。

【委員】

できそうというのかどうかは、この、ちょっととんとんと言っている状況で。

【委員】

だから、今、どうなのかというところを見たら、こうやって大規模に次から次へと保育所をつくっていっておられるということは、それだけの自信を持って展開してるという面があるの

かもしれないですけど、それは、私は全体の数字を分析したときにはそこまではわからないので、全体としてはそうです。窮屈な、今、やっぱり設備投資先行というか、拡大の途上という見方ができますねというところ。

【委員】

私なんかは数字を見てもわからないので、高橋委員を頼るしかわからないのでいろいろ聞くのですけれども。

【副会長】

ただ、これを見ていたら、新しい保育所が27年とか28年に建っているんですね。新設の保育所、今回、民営化じゃなくて新設を建てたら、基本的に4歳、5歳児ってなかなか入ってこない。4歳児、5歳児は、もう余り待機児童とかないので、保育所建てたところで入ってこない。だから、最初のうちは定員割れするのが結構あるパターンで、3歳児とかが上がってきて、定員を二、三年で満たすというのが結構多くあるパターンじゃないかと思うんですね。そういうことからすると、今、これだけ28年度に建ててる保育所があるということは、定員を満たしてないところがまだあって、こういう状況になっているのかなというふうな印象と、先ほどの高齢者施設で言うと、デイサービスは定員を満たすか満たさないかで、結構、その地域地域で大分違うんで、年とかによって来たり来なかったりがあるんで、幅があるんですね。高齢者施設も要介護度によって入ってくるお金が違うので、介護度が高い人がたくさんいる状況だと、ケアは大変だけれどもお金が入ってくる。けど、軽度の人結構多くなっているとお金が入ってくるのは少なくなる。だから、ここ先ほど言われたように幅がある、その状況なので、なので保育所は子どもの数とかによって入ってきますけど、高齢者は、その状況とか要介護度によって変わるので、その時々状況によって変わるんじゃないかなという。

【委員】

余りマイナスのイメージばかりをつけるのがよくないでしたら、この添付13の初めが法人全体なんですけど、貸借対照表の事業別の表があるんですけど、晋栄福祉会貸借対照表内訳表というものです。これが事業ごとに資金収支が出ているんですけど、例えば、ここの中で、設備でいくと宝塚とか中山とかいうところの特養の、これ何ページという言い方になるんですかね。

【事務局】

表の一番上に施設名が書いてあります。

【委員】

施設名、社会福祉事業、公益事業等、合計、内部云々と書いてあって、めくったときに、法人本部、門真、くすのき、大和田、サンハウスときわと書いている中で、宝塚とか中山、この29年3月31日期の宝塚と中山って、これは特養なんですけど、特養では非常に大きな収入は上げています。だから、7億7,625万なり、8億8,900万の収入、差し引きが2つ合わせたら

2億5,000万ぐらい資金的に余裕があるような特養もまぎって、そういうところで安定した運営をして、他のところも支えているという、そういう見方はできます。

【委員】

じゃ、そうやって現時点で要介護度が高い人とかが入っているというのが想定されますよね。それがいつまで続くのかという、結局、わからない。

【委員】

特養は、要介護度の高い人たちばかりなので、皆さん、待機組があるぐらいなので、もう安定して特養は。

【委員】

亡くなったら入るみたいな感じ。

【委員】

そうです。

【委員】

高い人がいるところは、大体そうですね。

【委員】

要介護度の4とか5の人しか入れないので。

【委員】

一番利益が上がっている。

【委員】

ちょっと世間話っぽくなったので申しわけないです。そういう部分がちょっと見えますというところで、参考意見という形でいいでしょうか。

【委員】

はい。

【事務局】

よろしいでしょうか。では、この後、各委員さんにつきましては、引き続き項目の採点ということで、よろしく願いできたらと思います。

【委員】

さっきの時間で8時23分までって言っていたのですが、ちょっとそれは。

【事務局】

そこはもう少し。

【副会長】

後は、もう、これを自分で見てつけるという。

【事務局】

そうですね。何かありましたら、その都度、挙手なりしていただければと。

【事務局】

今、8時4分なんですけども、ちょっと時間が押していますけども、一旦、8時半ぐらいでお声かけさせていただいて、そのときに、また状況をお伺いさせていただきます。

【副会長】

一点、確認していいですか。ハイフン、1、ハイフンになっているところは、もう事務局で全部確認していただいていますか。それとも、こちらで全部確認しないといけませんか。

【事務局】

事務局で全て確認ということができてないところもありますので、項目については、お手数なんですけども確認をいただければと。

【副会長】

わかりました。

【委員】

法人1の様式2の3枚目のところに、姉妹法人のことが書かれてあったりするんですけど、そこって何か意識しなきゃいけないことってあるんですか。例えば、先ほどの経営的などところとか、それ以外のところ。

【事務局】

姉妹法人とおっしゃっているのは、理事長が同じ方ということなんです。今回の民営化の応募の中で、施設長予定者の方が、姉妹法人のしらゆり保育園の主任の方が、所長予定者ということになられているようです。法人としては、会計とか、そういうもの全く別会計になるんですけども、人事とか、そういう面では、寝屋川聖和福祉会と、東仁福祉会というんですけども、交流は一定あるのかもしれないと。ただそこは、やっぱり直接、聞いていただかないとわからないところも、こちらわかりませんので、そこは確認していただきたらと思います。

【委員】

はい。

【委員】

ちょっとわからないことが、ここの苦情解決で様式4-4というのほどここの事、様式4の。

【事務局】

10 ページ、ちょっと分かりにくいですね。

【事務局】

大きな4番。ここの(5)になります。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

先ほど、副会長のほうからも確認があったんですけども、ハイフン、1、ハイフンになっている項目で、事前に確認ができておらず申しわけございません。今、事務局のほうで確認させていただきましたら、法人1については、一応、全て満たしているのかなと思います。ただ、法人2について1か所、看護師の配置についてというところ、31番で検討いたしますという記述になっていますので、多分、そういうつもりにはしていただいているんだろうとは思いますが、プレゼンの時に確認させていただきたいと思います。

【委員】

看護師の配置って、枚方市では配置しなければいけないという、ルールがあるんですよね。

【事務局】

いえ、枚方市としてはないですが、公立保育所は全て配置を基本としています。たまに状況によって、看護師が欠員になったりするときもあるんですけど、基本的には公立保育所は配置しています。ただ、民営化は、公立保育所を引き継ぐので配置をするようにということで募集要項に書いています。

【委員】

他の市と違って、どんなもんなんですか。例えば、大阪市とか。御存じですか。

【事務局】

他市まではわからないんですけど、基準では看護師は配置しなければならないということにはなっていないです。

【委員】

なっていない、なるほど。ありがとうございます。

【委員】

先ほどの法人ごとの確認内容がありましたよね。それで、例えば 25 番だったら、今度、お尋ねしますよね。では、お尋ねしますの返事によって、受ける予定となっているか、なっていないかは変わってくるんですね。

【事務局】

時期の確認ということなので、受けていただく予定にはされている。

【委員】

予定は予定であるということで、理解すればいいのですか。

【事務局】

また、確認したときに、もし修正があればそのときに修正していただくということで。

【副会長】

念のため確認しますが、この様式 4 と書いているスペースというのは、法人が延ばしたり、縮めたりできるのですよね。この枠が決まっている。少ないところと多いところというのは、それは法人が決めているのですね。

【事務局】

ある程度、そうですね。多い少ないというのは、法人ごとの記載内容によります。

【委員】

危機管理の件なんですけど、各種マニュアル、例えば事故防止対応マニュアルとか、不審者の対応マニュアルとか、そんなのって、そもそもどこかが用意するものなんですか。それとも、保育所が独自に自分たちで考えて作るものなんですか。これは、そもそも論です。

【事務局】

基本的には、各園で作成するものではあるんですが、一定、大阪府もガイドラインみたいなものを示したりですとか、あと枚方市も、公立保育所で作っておりますので、公立保育所の分を市内の民間保育所全てに対して、公立はこういうマニュアルを作ってやっていますよということはお伝えしていますので、そういったものを参考にされているのかどうかなんですけども、そこは聞いていただけたらと思います。

【委員】

なるほど、ありがとうございます。

【事務局】

基本は、厚労省からの指導の下に作っています。

【委員】

なるほどね。指導というか、大体、こんな感じでというのが、結構、マニュアルとしても出ているということなんですよ、きっと。

【事務局】

そうですね。詳しくいろんな項目で出てきますので。

【事務局】

今で8時半にはなったんですが、どんな状況でしょうか。ちょっと時間が短かったので。できましたら、あと10分ぐらいでしていただいて、もしよかったら40分ぐらいから、一旦、法人2の説明だけ先にさせていただいて、引き続き、また1、2の採点をという形でお願いいたします。

【委員】

教えてください。様式4-2の(3)、食物アレルギーのところ、ここに記載されているのは、対象児保護者には年2回のアレルギー検査を行ってもらうという記載があるんですけど、枚方市の公立保育所ってどんなもんなんですか。アレルギー検査ってされているのですか。

【事務局】

半年に1回ということではお願いしています。基本は半年に1回ぐらいで。

【委員】

じゃ、年2回はしているということなんですね。なるほど。

【事務局】

でも、子どもさんの状況によっては違います。ドクターの指示で、1年に1回でいいって言われているとか、それぞれの状態で。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

様式4で、32の問いなんですけど、体調不良児対応型って余り聞き慣れないんですけども、それって今の走谷でもやられているんですか。体調不良児対応型保育とは、どういうことなのか。

【委員】

いわゆる病児保育のことですか。

【事務局】

発熱のときなんかは、お迎えに来られるまで。

【委員】

それを見ることを言う、別室でとか。

【事務局】

そうです。

【事務局】

看護師の配置があって、そういう園で具合が悪くなった子どもを一時的にというか。

【委員】

いわゆる職員室のところに寝かせてもらえるというような、あれですよ。

【事務局】

そうです。今、十分な設備じゃないんですけども、そういうような形でやってるとい。

【事務局】

公立は昔からそうやっているんですけども、国の制度で病児保育の中で、この体調不良児対応型というのができて、そういう補助事業があるという形になったので、民間園はそういう言い方のほうがわかりやすいので、こういう形で書かせてもらっています。

【委員】

わかりました。

【委員】

そういうときって、何か必要な設備というのは、看護師さん、設備ってあれですけど。

【事務局】

それは、人員としては看護師さん。

【委員】

看護師さんだけで、ハード的なものとかは、別に問われないのですか。

【事務局】

あとは一定、静養室というか、完全に区切った部屋というのは公立保育所では無理なんですけれども、可能であれば静養室のような部屋を設けてもらって、ベッドとか、そういうものを置いてもらうという形です。

【副会長】

43番、44番なんですけれども、この様式5の1と2だけで、国の基準を満たしているかどうか、どう判断するんですか。別に面積とか、保育室とか、一切何も書かれていない状況の中で、遵守しますと書いていたら、もう遵守していますということでもいいんですか。

この具体的な計画は後ろのほうにありますか。

【事務局】

図面等の添付というのもここでは求めておりませんので、遵守をしますというところで、あとはプレゼン等でもう少し考え方については確認をさせていただくという形になると思います。

【会長】

今のところなんですけど、恐らく今言われたところでいくと、実際に、計画立ててみないと多分、わからないですよ。やっぱり、まだこの時点では、前も最初のところでお話があったように、園の図面の添付をしないというのが原則だったと思いますので、まだ法人さんもそこまでは、計画自体は煮詰まっていないというような認識ということですかね。

まだ、これから計画自体は煮詰めていくということで、関係法令なり、何なりを基準にということはやっていきますよというぐらいしか、なかなか難しいですね。

【副会長】

プレゼンで聞いて、より具体的なものが出てきたらいいという評価をつけていくという感じになるんですね。

【事務局】

そうですね。

【委員】

そうやって、やると思いますというぐらいのレベルでしか判断できないということですね。要は守れなくても。

【会長】

具体的なところが、まだ多分、煮詰まってないと思いますので、そのところでちょっと確認というか、法人さんにきちんと伝えておくべきところで、駐車場の整備の仕方のところは十分考えてほしいというところがあると思うんですね。いわゆる確保を無理やりしようとして、

要は子どもの動線との部分というのは、関係法令を見るとクリアしているのだけど、動線のことを考えると実はバッティングしているとか、ちょっと危ないとかというところがどうしてもやっぱり出てきてしまうので、駐車場を十分確保します、あるいは近隣にも確保しますと書いていただいているのですが、計画がまだ煮詰まっていない部分、そのところは十分、注意していただきたいというのはあるかと思います。

【副会長】

もう1点だけ、項目8番なんですけれども、0、1、2歳で4割を超えるとともに、4割超えているというのは、先ほど確認で言っていたいただきましたが、そこを超えてるから1と。1と2の違いは、4割超えて5割になったら2になる、よりすぐれた提案という意味なんですか。それは、ちょっと違うような気もする、よりすぐれた提案って、どういうことを想定されていますか。

4割超えるのは確認事項ですよ。確認というか最低限。それよりというのは、ちょっと確保してるかしてないかぐらいでしか、私は判断しづらいんですけども、何を想定して、1、2とされていますか。

【事務局】

0、1、2で5割というのは極端な話になるかもしれませんが、地域の待機児童等の動向ということで言いますと、枚方市の状況では、待機児童の大体、1歳、2歳で8割を若干超えているぐらいの状況になっていると、そういったところで、逆に、3歳以上になってくると、そんなに待機はないという中で、やはり一、二歳の児童さんを、一定、積極的に受け入れていただきたいというところは、市の事情としてはあるんですけども、その辺のことが、まず、ご理解いただいているのかどうかというところはあるのかと思います。

【副会長】

なるほど、定員設定の考え方のところを読んで、あとは判断するという感じですね。

【事務局】

そうですね、はい。

【委員】

では、10番なんかの19時を超える延長保育が提案されていたら1で、どうなれば2って考えたりすればいいんでしょうか、開所時間。

【事務局】

今の走谷保育所は19時までの延長保育しかしていませんので、民間園では20時までというところも幾つかあるのはあるのですが、ただ問題はニーズがあるのかどうかというところもあるかと思います。

【委員】

ここだったら、午後8時までの実績があるって書いてありますよね。

【事務局】

そうですね。実際、運営園では8時までされているということだと思いますけど。

【委員】

それが2になるのやったら、もっとやったら2になるんですかという考え方。

【委員】

送り届けてくれるとか。

【事務局】

ただ実際に、今入られている方が8時まで必要かどうかということもありますので。

【委員】

そういうのは、どういう感じで決めていくんですか。

【事務局】

そこは、なかなか難しいところはありますが、ニーズに応えるという姿勢があるのかどうかというところかというところですね。

【委員】

これぐらいまでは対応できるよというふうに見ていたらいい。

【事務局】

そこは、記載の内容で対応していただけるのかなというところですね。

【会長】

確認したいのですが、ざっと見ていただくときにちょっと僕聞き逃したかもしれないのですが、様式9というのが、この項目と合った順番に並んでいるというところになっていると思います。要は、様式9というところの部分が、このペラがついておりますけど。これが、多分、質問のチェック項目の順番に並んでいる内容になっています。

【事務局】

要約版的な形のもの。

【会長】

今、そこを、ざっと見ていただいて、それにちょっとこれはどういうことなのかなというの

を確認するときに、本文のところを見ていただいた方が効率的かなというふうに思いますので、ちょっとその辺、恐らく事務局さん、僕も見ながらふと思ひまして。

【事務局】

その説明はしておりませんでした。申し訳ございません。

【委員】

前回聞いた覚えはあったけど忘れていました。

【会長】

多分、そのほうが効率的ですよ。

【事務局】

はい、そうだと思います。

【会長】

そういうような見方をしていただくと効率的かなと思いますので、まず、様式9で目安をつけていただいて、ご不明な点、もう少し詳しい点は本文のところを見ていただいた方が早いかなと思います。

【事務局】

まだ、法人1が途中の方もいらっしゃるかとは思いますが、まず、法人2のご説明だけ先にさせていただければと思います。法人2の晋栄福祉会の分につきまして、事務局で事前に確認をさせていただいている内容等をご説明させていただきます。

様式4の2(6)、これも「民営化後の第三者評価について」ということで、法人1と同様の形になります。「民営化後1年以内、第三者評価を受診します。」ということですが、実際に募集要項で求めているところは、新園舎完成後1年以内という形ではないですかという、時期についての確認になります。

また、様式4の2(8)、「その他提案事項」という中で、安田式遊具を取り入れますというような形があって、安田式遊具というのは何ですかというのがもしかしたら、ちょっと聞き慣れないところがあるかと思ひますので、ホームページ等で調べた内容にはなるんですけども、運動遊びにより、脳の正常な発達につなげるという「安田メソッド」という考え形があるということ、それに基づいてつくられた遊具ということが、これはホームページでのうたい文句ということにはなるんですけども、特徴としましては、鉄棒や雲梯など、季節・気候や園庭の状況などにより自由に設置ができる移動式の遊具であるとか、移動式であるんだけど安定感がある、安全であるということと、原色中心のカラフルな色使いで子どもが識別しやすい、指導にも何色のところを持ってですとか、そういう形で指導がしやすいということの有効だというふうに、ホームページ等ではうたっておりました。そういった移動式のものから、滑り台、雲梯、登り棒などが一体になったジャングラミックというような名前的大型遊具までさまざま

な種類のものがあるというようなものとなっております。

続きまして、様式4の3(3)、「看護師の配置」ですけれども、こちらのほうが募集要項で求めている内容なんですが、検討しますという記載になっておりますので、その辺りのことについては、確認をさせていただこうと思っております。

最後、様式6についても、これも法人1と同様の確認になりますけれども、整備費用は3億9,000万円ということで記載されておりますけれども、仮設園舎用地の借地料等も考慮されたものかどうかという内容について、確認をさせていただきたいと思っております。

また、法人2の番号1の10年以上運営しているところにつきましては、こちらも昭和54年に一番最初の保育園を開設をされておりますので、現在で38年というところで、10年以上の実績がございます。

また、同じく8番の定員の4割を、0、1、2歳で超えているかという点につきましてもこれは4割を超えているという形になっております。また、平成31年4月1日の定員が、2歳児と3歳児で人数が逆転しているというような定員になっておるんですけども、翌年度に整理をして、さらに定員増ということがありますので、この部分については問題はないというふうに考えております。

また、経理関係につきましては、先ほど高橋委員からご説明がありましたところを参考に採点をお願いしたいと思います。

法人2の事務局での確認内容の報告は、以上でございます。採点のほうを続けてよろしくお願いたします。

【会長】

1点、確認なんですけれども、法人1も、法人2の方も、いわゆる様式6号が同じようなことになっているのは、応募の時というか、募集要項のところ、この辺というのはどうなっているのでしょうか。逆に向こうのほうが、両方ともそういうことになっていると、ちょっと認識が、もしかしたら違うということになったりするのかなと、その辺は何かあるのでしょうか。齟齬がないか、どうかなんですけど。単に向こうが書き忘れている、たまたま、両方の法人が記載漏れという感じなのか、そもそも想定するというのも、もし応募してから、そこは想定してなかったとなると結構大きな齟齬だと思いますので、このところどうかと思ひまして、いかがでしょうか。

【事務局】

募集要項でも求めているのと、現地見学会でも仮設の園舎で費用がかかってきますという説明はさせていただいておりますので、そういう認識はお持ちいただいていると思うんですけども、法人2につきましては、割と内訳も書かれているので、もしかしたら、ちょっと漏れているのではないかなというところはあるんですけど、法人1のほうはざっくりとしか書かれていないので、そこは含まれているかどうか、ここだけでは読み取れないという部分もありますので、そういった点も含めて、それぞれの法人に確認はさせていただきたいなと思ひます。

【委員】

今、見ていただいた法人ごとの確認のところの法人1のところの3つ目で、質問の上から3行目に、「現在運営の4施設に影響しない中で」と書いてあるんですけど、多分、これ保育所としては2施設しかなくて、あとは老人ホームとデイですよ。

【事務局】

恐らく、姉妹法人の園ということで書かれているかと思います。

【委員】

そういうことですか。

【事務局】

また、確認はさせていただくんですけども、恐らく、そういうことだろうとは。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

教えてください。保育士の研修についてなんですけど、枚方市は外部に研修とかに行っているんですか、先生たちは。

【事務局】

はい。

【委員】

毎週木曜日に、園内で先生たちで勉強会をするというのは聞いたことがあるんですけど、それとは別に園外に行ったりとか、外部の講師を呼んだりとか、そういうのってあるんですか。

【事務局】

はい、その両方ともしております。

【委員】

両方ともあるんですね、頻度は。

【事務局】

年間の計画の中で、ずっと入れていっているんですけど。

【委員】

大体、1人の先生が、年もしくは何年に一度とか、年に何度とかというのってあるんですか。

【事務局】

それぞれの研修に、時間内の、日中の時間帯にはやはり保育する子ども達がいいますので、限られた人数でしか行けないんですけど、時間外の部分の6時とか、そういうときには6時半以降に設けているんですけど、その場合は、ほとんどの職員が行けるような形をとっています。

あと、外部の研修も希望者で行くケースと、府の方で、単位でやっているものがあるんですけど、そこへの研修にも希望者で行く場合と、行ってくださいという形で行ったりとか、そういう形でやっています。

【委員】

今、おっしゃられたそれぞれの頻度ってどれ位なんですか。ざっくりでいいんですけど。今わからないようでしたら、また今度で教えてください。

【事務局】

1回も行かないという先生はいないです。一度も行かないという先生は。

【委員】

それは先生のあれなんで、要は、そういうのを設けられていて、どれぐらいの割合で設けられていて行っているのかというのを。

【事務局】

市が主催している研修については、人権研修と障害児保育研修が年に2回と、あと障害児保育実践研究会というのがあるんですけど、障害児保育の研修が多いんですけど、これは市が主催している研修ですので、市の職員はもちろんですが、民間の職員も受講していただくことができます。そういった園外研修については、民間園もいろんな研修をいろんなところでやっていますので、民間園の中で、どういった研修に行かれているか、頻度とか、そういうものは民間園でさまざまだとは思いますが。

【委員】

そうですね、その基準ってわからないので。

【事務局】

基準というのはいないです。

【委員】

それも、わからないので。だから、公立ってどうなのかな。それに対して、この園はどうなのかな、あの園はどうなのかなという指標がないんですよ。だから、どんなものかなという質問なんですけど。

【事務局】

多分、法人さんだと、法人のほうでされている研修というのもあると思います。私たちが、市の公立保育所としてやっている研修って、やっているのと同じように、この職員が研修を受けて質を高めていきなさいというのも、これも保育指針の中に示されていますので、もうできるだけ、そういう機会をつくっていくというようなことは、されているのかなと思います。

そここのところも、私たちの引き継ぎ保育の中では、引継ぎの中でお示ししていきますし、こういう研修をやっていますということは伝えていきます。

【委員】

そのときに、具体的に、こういうトレーニングがあって、それが大体、年に平均すると1人当たり年に1回ぐらいは参加しています、枚方市ではみたいな話ですかね。

【事務局】

あとは民間になったときには、民間になった保育所の職員にも、私たちが受けるのと同じ研修を伝えていきますので、参加してくださいというような形で。

【委員】

ああ、なるほど。

【事務局】

園内でやる研修と、園内だと、それはもちろん園の職員だけになるんですけども、外部でやる、市内でやる研修というものがありますので、皆さんにお伝えして、一緒に学びましょうということ。

【委員】

わかりました、ありがとうございました。

【事務局】

ちょうど9時になるんですが、なかなか時間がないところで申しわけございません。9時半ぐらいを目処にできるような形でお願いできたらと。それぐらいにもう一度お声をかけさせていただきます。

【会長】

先ほども皆さん方から会計のところでご質問というか、確認があったところで、ちょっと見つけたんですが、添付の18というところの監査資料、指導監査のところがありまして、それを1枚めくっていただくと、会計関係のところではいわゆる資金の問題が指摘されていて、先ほど副会長からもご説明というか予測をされていたような回答が園のほうから出ているかなと思います。

6カ所は、最近、二、三年前ぐらいから開設した保育所で、開設時の費用が多額で、また、

開設時には、0、1、2歳児しか入園がなく資金残高がマイナスになっています。しかし、3、4年もすると、1歳から5歳までの園児がいっぱいになり、資金も増えます。よって、五、六年にてプラスになる計画、こういうような目処を持ちながら運営されているというようなところは、会計監査の指導への回答ということになっておりますので、先ほど資金がいろいろとありましたが、副会長のご指摘にあったようなところで、一応、五、六年をめどにプラスにしていくというような計画でやっておられるということかなと思います。

【委員】

よくわかりました、ありがとうございます。

【委員】

様式6に資金計画書ってあるんですけど、法人1の場合は1カ月の運転資金1,000万ぐらいで書いてあって、法人2の場合は1,500と書いてあるんですけど、運転資金は、これぐらいのものを使ってくださいというのは、何も投げかけてはいないのですよね。

【事務局】

そうです。2の法人は、もともと門真が拠点で、あと大阪市とかにたくさん保育所を持っておられますけれども、そういった運営園の資金を、実際かかっている経費を参考にこの金額を出したという記載だったと思うんですが。ということは、保育所が建っている所在市町村によって保育単価が違うというのがあるんですね。大阪の場合は、大阪市内が一番高いんですけど、大阪市内からだんだん外に向けて下がっていくという単価になりますので、門真とか大阪市の保育所は、枚方よりも単価が高いんです。法人1は、寝屋川に本部がありますので、枚方と寝屋川で保育所を運営されているんですけど、実際の、枚方でされていますので、枚方の単価というのは、十分御存じということで、実際、枚方の部分を想定しての運転資金を算出してされているということだと思うのですが。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

募集要項の確認をしたいんですけど、引き継ぎ期間で、共同保育される保育士さんというのは、担任予定の方がされるという認識で合っていますか。

【事務局】

そうです。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

法人2の方の、障害児保育についてなんですけど、様式2に、取り組みたいと考えていますみたいなことで、研修もされているみたいなんですけども、それを共有していきますと。実際に、ここは保育自体はしているんですか、障害児保育を。

【事務局】

ちょっと他市の施設なんで、わかりません。

【委員】

実績があるのか、ないのか、どうなのか。

【事務局】

様式9の19番のところに、実施園が法人内全施設で実施ということが書いてあるので、されているのかなと思います。

【委員】

地域子育て支援室って何ですか。

【事務局】

家で育児をされている保護者と子どもさんが一緒にそこに行って、いろいろ育児についての相談に乗ったりとか、あるいは育児の仕方とか、あるいはそこでいろんな遊び方を教えたりとか、そういう場だと思います。

【委員】

今の走谷でいうと、そういう部屋ってあるんですか。

【事務局】

部屋はないので、遊戯室をその日あけてもらって、しているという状態です。

【委員】

それって月に1回の地域開放デーみたいな、そういうことですか。

【事務局】

そうですね、はい。1カ月に1回、0歳児対象と、2歳児までの1歳、2歳児対象の人と、それから地域の民生委員さんに協力していただいて、遊びに来てくださいというものがあったり、それが月1回やる時、2回やる時とあります。

【委員】

頻度は、そんなもんですかね。

【事務局】

はい。

【委員】

法人2のところの仮設の保育所って、普通、仮設はプレハブですか。

【事務局】

大体そうですね。

【委員】

私が思っているプレハブって。

【事務局】

プレハブと言っても、昔の小学校のプレハブとかではなくて、今、かなり良いものになっていますので。

【事務局】

できましたら、あと約10分程度でお願いできたらと思うんですけど、大丈夫そうですか。

【事務局】

そろそろ9時半になるんですけども、いかがでしょうか。まだ、採点がお済みでない方は。

【委員】

はい、まだです。

【事務局】

どれぐらいの時間があれば大丈夫ですか。

【委員】

私だけですか。本当ですか。どれぐらいでしょう、まだ、法人2に入って10分、15分ぐらいしか経ってない感じですね。これ、持ち帰りしたらだめなんでしたっけ。

【事務局】

それはできないですね。どうしてもお時間がかかるという場合には、また、別の日にお越しただいて採点というような形になります。

【委員】

はい。とりあえず、皆さん、もう終わられたんですか。

【事務局】

いかがでしょうか。

【委員】

プレゼンでと言っていたところは、書かなくていいんですね。外しておいたらいい、まだ。

【事務局】

それで大丈夫です。

【副会長】

プレゼン聞いて、もう一回これを見て動かすのですね。

【事務局】

そうですね。今日、採点していただいた分は、後日、修正できます。

【会長】

全体で、全項目、それはしていただいて。

【事務局】

どうしましょう。あと何分くらいとかいう、目処が立つんであれば、というところもありますけど。

【委員】

そうですね。大体、1つ目のやつで要領つかめたんで、前回ほど時間はかからないと思うんですけど、とはいえ確認しながら。

【事務局】

慌ててつけてもというのがあるとは思いますが。

【委員】

これ、私が終わらなければどうなるんですか。今日は採点できない。

【事務局】

意見交換ができないということになります。もし別の日に、ご都合のいいときに来ていただけるのであれば、そこでしていただいて、プレゼンの頭でまず、この仮集計結果に基づいて意見交換をしていただいてからプレゼンに入るという手順は、これは資料3の1枚目のところでご説明したことはあるんですが、そういう方法もとれますけれど。どういたしましょうかというところなんです。

【会長】

とりあえず、つけた委員のものを仮集計ということもしないということによろしいんですね。全員そろわないとしないということですか。

【事務局】

そうです。

【会長】

ということですね。もし、そろわない場合には、後日というと、いわゆるプレゼンの日にちよっと早目に集まって、仮集計の結果と意見交換をという感じでしょうかね。

【事務局】

今後の予定という資料が、まだ最後までご説明はできてなかったんですけど、今日が予定どおり終わりましたら、12月23日の9時スタートということで、プレゼンテーションから入っていくということなんですけど、今日、意見交換ができないという形でしたら、23日の日、15分ほどですけども早くお越しいただいて、8時45分から15分程度、事務局で集計したものを、すぐお渡しをして意見交換をしていただいて、9時から当初の予定のプレゼンテーションに入っていくというような流れは想定はしているのですが。

【会長】

そういう形になろうかなとは思いますが、皆さん方、いかがでしょうか。そういう形になりますが、よろしいでしょうか。

【委員】

できた人はどうするの。

【会長】

できた方は、これはこれで保管しておいていただくという形になります。

【委員】

置いて帰るんですかね。

【事務局】

はい。全員の分の採点がそろった時点で、23日までに事務局で集計をさせていただくということになります。

【会長】

あともし、今日させていただくことができるとすると、ざっと見ていただいて、つけていただいたところで、この辺をプレゼンテーションで確認したいなということが、先ほど事務局の

ほうから上がってきましたが、それ以外で何かあれば確認をしておくことはできるかなとは思いますが、

例えばなんですけど、私の方で、これ多分、保護者の方は気になるところかなと思うんですけど、保護者の負担が増えないという項目があったときに、それぞれ一応それを目指すんですけど、要相談というようなことがあるかなというふうに思います。例えば、法人2のパンフレットを見ていただくと、川面ちどり保育園というんですかね。そのパンフレットをめくっていただくと、園児募集の要項、新入園児さんのところで、これだけ必要ですよというような金額も書いているところがあるんです。例えば、バッグが3,100円とあって、バッグも、こう見ると指定なのかなと。それをやるというわけではないと思いますが、例えば、想定すると、こういうところはどうかのみみたいなことは、多分、保護者の方はプレゼンの時に確認していただいてもいいのかなと思ったりもします。ここでいっている保育用品というのは、どんな項目なのかですね、そういうこともあったりするかなと思うんですけど。もし、そういうことがお気になるようなこととして、そういうところが、具体的な金額が出ているとすると目安としては、こういうのがあるかなと思います。

安田式遊具というのが、多分、恐らくどの保育園さんでも取り入れられている、多分、売りのかなとは思いますが、その辺がいわゆるプラスの点数としてつくのか、いわゆる1につくのかというのは、それぞれの委員さんのご判断のところかなと。

【委員】

すごい、制服、体操服そろってる。

【委員】

むしろ、そんなのは基本。走谷保育所を引き継ぐって考えると。

【会長】

そうですね。

【委員】

それはないよねという確認をする。

【会長】

あとは、いわゆる法人さんのところで、例えば、ただし新たなサービス実施の対価として負担を求める場合は、事前に保護者にご相談し、といったときに、例えば、どんなことが想定されていますかなんてのは、多分、プレゼンのときに確認してもいいところかなとは思いますがね。

どんなサービスをプラス・アルファで考えられていますかみたいところで、今、考えられているところですよ。こういうご提案をしたいとか、何か、もしあれば出てきてもいいと思いますし。

【事務局】

恐縮なんですけど、他の委員の方は採点が終わられていますので、また改めてお越しいただくというのも大変だと思いますので、市の職員はおりますので、今日、採点は仕上げていただいて、意見交換は23日のプレゼンテーションの前にするという予定で、一旦、ここで閉会という形で終わられるのは、どうかなと。

【会長】

いかがでしょうか。それでは、今後のスケジュールの確認をしますので、一旦会議を中断します。

.....

【会長】

会議を再開します。事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

【事務局】

今回の会議につきましては、12月23日の午前8時45分開始で、まず仮集計結果についての意見交換と会議日程、審査手順についての確認をいただいた後、第1法人のプレゼンテーションが9時15分からスタートして、以下、本日の資料3の2ページのと通りのスケジュールでお願いしたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員一同】

はい。

【会長】

それでは、最後に事務局から何か確認しておくことがありましたらお願いいたします。

【事務局】

資料3の今後の予定にも少し書いているんですけど、1ページの下の2. 施設見学というところなんです。先日、各委員さんに、法人の応募の状況とあわせて希望を確認させていただき、お2人の委員から見学の希望がありましたので、日程を調整させていただきまして、12月7日と12月9日の2日間で、それぞれ法人の保育所を見学させていただくことになっております。細かい時間帯等は、それぞれ個別に委員さんと調整をさせていただきたいと思っております。報告は以上でございます。

【会長】

よろしいでしょうか。本日は遅くまでありがとうございました。では、また、23日に朝早
いですが、よろしく願いいたします。それでは、以上で本日の会議を終了いたします、お疲
れ様でした。